

土木森林環境委員会会議録

日 時 平成21年12月9日(水) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後4時18分

場 所 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 石井 脩徳
委員 中村 正則 木村 富貴子 内田 健 中込 博文
河西 敏郎 小越 智子
委員欠席者 森屋 宏

説明のため出席した者

県土整備部長 下田 五郎 理事 宮田 文夫 県土整備部次長 広瀬 猛
県土整備部技監 河西 邦夫 県土整備部技監 小池 一男
総括技術審査監 伊藤 守 県土整備総務課長 吉澤 公博
美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造
用地課長 望月 剛 技術管理課長 井上 和司 道路整備課長 上田 仁
高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎 英美
治水課長 樋川 和芳 砂防課長 望月 実 都市計画課長 河西 秀樹
下水道課長 小野 邦弘 建築住宅課長 和田 健一 営繕課長 末木 正文

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二
森林環境部理事 榊原 章男 森林環境部次長 宮島 茂
森林環境部次長 山本 正彦 森林環境部技監 石山 利男
森林環境部技監 渡邊 晴夫 森林環境総務課長 望月 洋一
環境創造課長 小野 浩 大気水質保全課長 時田 寛幸
環境整備課長 橘田 恭 みどり自然課長 神津 孝正
森林整備課長 宇野 聡夫 林業振興課長 安富 芳森 県有林課長 佐野 克己
治山林道課長 深沢 武

議題 第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第130号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第132号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
第133号 契約締結の件
第134号 契約締結の件
第135号 変更契約締結の件
請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第20-11号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時10分から午後2時18分まで県土整備部関係（午前10時59分から午前11時37分までと、午前11時59分から午後1時32分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ、午後2時33分から午後4時18分まで森林環境部関係（午後3時45分から午後3時55分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

小越委員 まず1点目、職員の給与費の関係ですけれども、条例改正の反対討論でも申しましたとおり、職員の給料、ボーナスカットというのは県全体の労働者の賃金に反映されますので、これについては私は反対です。

それから、先ほど御説明があった道路整備課の債務負担行為の中の、新山梨環状道路若草工区の4車線化については、2車線で十分ではないかと私は思っております。4車線化に対するものは反対であります。

そして、質問したいところは繰越明許費についてです。今回かなり金額が多いのですけれども、それはどうしてなのでしょう。

吉澤県土整備総務課長 今回、繰越明許費ということでお願いしてございますのは、一般会計で55億円ほどでございます。それで、ことしは6月に経済対策ということで補正がございまして、昨年の9月現計で公共事業の予算額を比較しますと69億円の増ということで、今年度ふえております。繰越明許費の設定につきましては、昨年度、12月時点で120億円ということで、今年度は補正後で159億円ということですので、約39億円の増となっております。ですから、公共事業全体が69億円ふえておりますので、繰越明許費の設定も約39億円の増ということなんです。

小越委員 それで、知事は所信表明で、公共事業を前倒して上半期は80%行ったというんですけれども、当初予算と6月補正に公共事業を、景気対策としてかなり入れたと思います。この80%前倒しに対して、どのくらいこの県土整備関係では執行されてきたのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 9月時点で県土整備部で80%前倒しということで執行しました。執行率というのは入札公告済みというものを計上しております、実際の契約額とは異なります。したがって、契約額でいいますと、県土整備部関係では平成21年度は205億円契約をしております、昨年の145億円と比較しますと約41%の増ということで契約がふえております。

小越委員 入札公告でいくと8割行ったということですが、契約額でいくとどのくらいの割合なんですか。

吉澤県土整備総務課長 契約額が205億円で、予算額は489億円ですので、205億円を489億円で割ったもの、約42%になります。

小越委員

8割執行というところ、この上半期に景気対策で建設業の皆さんのところにそのお金が行ったかと思ったのですが、どうも聞きますとそれは公告ということで、実際建設業の手元にお金が行った、お金が回ったのは約5割に行っていないということですよ、今のお話でいきますと。景気を前倒しさせたいということで、すごい大きな公共事業を組んで予算を立てて、80%ではかなり執行している気がするんですけど、倒産の件数を見たり、そんなに建設業の皆さんは仕事がふえたとは聞かないものですから。契約額が5割に行かないということは、余り景気には、押し上げている効果はないのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 毎年工事の発注というのは4月、5月、6月と準備をしまして、本格的に8月以降契約というのが通常の状態であります。その契約を、できるだけ上半期に執行するために前倒しということで取り組んできたということでございます。平年の公告ですけれども、執行率と言われているものは65%程度ということで出されています。今回は80%を超えたということで、15%ぐらいふえておりますので、契約の総額も当然ふえています。ただ、これは契約したからすべて金額業者に渡っているということではなくて、前払い金で約4割が業者の手元に行くということで、実際の契約額、それから、民間の業者のほうに渡る金額はそれとは異なるということでございます。

小越委員

ということは、40%ぐらいしかお金が行っていないということで、特に道路管理課の緊急道路整備費ですか、ここの繰り越しの金額が多いんですけど、けたが違いますよね。割と小規模工事で、地元の建設業の皆さんのところに仕事が何とか回るようにということをつくったとは思いますが、それで景気がそんなに浮揚したのではないと私は思っております。春先に仕事がなくなってしまうのは困るということで、繰越明許で年末、4月、5月までこの仕事が行けばと思いますが、景気対策でこれをするのはいかがか。いかんと思いますが、80%前倒しという言葉には、今お話を聞きますと実際とは違うんだなと思っております。

討論 なし

採決 起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第132号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第133号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第134号 契約締結の件

質疑

小越委員 先ほどの案件と関連してくるんですけど、この整備イメージでいくと、南館、中館、本館、北館、屋内運動場とあるんですけど、北館はつくる予定はないのですね。

末木営繕課長 北館は現在既存の建物がございます。これの内部改修をいたします。

小越委員 先ほどのところは本館工事で落札率97.3%、次の館のところは落札率99.6%ですね。南館は内藤ハウス・石川工務所のジョイントがとっているんですけど、3社が一応申し込んできて、1社は辞退をしています。事実上、2社の競争なんですよ。パソコンから出した資料ですけど、2社の競争でこれをやると、1,000万しか違わないと。これで競争が働いているんでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 委員の御指摘のように、当初入札の参加資格ということで、3JV申し込みがございました。その後入札をしたところ、1JVが辞退ということになって、結果として内藤ハウスと石川工務所、これが落札したということでございます。落札金額の差は100万円でございます。

小越委員 100万円ですか。100万しか違わないんですよ。それで、契約案件にはないんですけど、中館の建設工事は、これは金額が少ないのでここに上がってこないと思うんですけど、3社が入札して、地場工務店・山梨建設ジョイントさんがとっているんですよ。内藤ハウスさんと石川工務所さんも入っているんですけど、ここは辞退しています。中館の工事については3JV入っているんですけど、2社辞退で、南館のところは100万円多かったために、総合評価になっていますからわかりませんが、落札できなかった地場工務店と山梨建設ジョイント組は、競争なしでとっていますよね、98.9%の落札率で。これについてはどうお考えですか。

吉澤県土整備総務課長 これは一般競争入札ということで行っておりまして、公告をした後、業者のほうでJVを組んで、見積もりをするということでございます。ですから、実際JVの申し込みがあって、応札しようということで、その時点では参加の意思というものはあったと理解しております。その後見積もり等をとって、応札する段階になり、本工事については辞退すると。それは、技術者の確保ができないとか、あるいは工事の利益率が低いであるとか、業者の都合によって辞退するというので、いろんな理由があろうかと思えますけれども、その辺のことは私どもは承知していません。一般競争入札で結果が出ているということでございますので、これについては何ら問題ないと理解しております。

小越委員 札を入れた業者が辞退したのはしょうがないのですが、どう見ても、どれも99.6、98、97%というのはちょっと高過ぎるのではないのでしょうか。3社が応札しても事実上辞退をして2社で争ったり、ここには入っていませんけれども、中館については1社で落札、1社しか申し込みがないのですから1社が落して98.9%。それは競争が働いていないとしか私は思えないんですけど、今後そういう事態について、改善するというお考えはないのですか。

吉澤県土整備総務課長 一般競争入札につきましては、おおむね20社から30社ぐらいの応札が可能な業者選定、入札の条件設定を考えております。そして、できるだけ県内の業者に発注したいということもございます。例えば先ほどの例で言いますと、県内で設置可能なJVの数、これは可能な数ということでございますが、本館につきましては最多で19のJVが可能でございます。それから、南館につきましては27のJVが可能でございます。その中で、結果として3JV、それから2JVが参加しております。ただ、この応札してくる数が、本県の場合には全国に比べて低いと感じておりますので、今後参加する業者が多くなるような改善等を図っていきたいと思っております。

中村委員 僕は、反対するのではないのだけれども、ちょっと参考に聞きたい。この入札率は異常だよ。それと、JVの組み方について。先ほどの話だと、JVの組み方にもっと幅を広げれば解決できるような感じがするんだよね。特にさっきの説明では、中館と南館、このJVの組み方で、まず本館のほうは、県内で17JVを超える可能性があり、中館については27のJVの組み方がある。それから、南館についてはもっとJVの組み方があると思うんだよね。そういう経過の説明を聞いておって、地場工務店と山梨建設のJVは1社で、ほかの2社は手をおろしたなんていうことが実際のところあるのですか。今後こんなことがあったら大変なことになるよ。これは、もう少し考えていかないと。どうなのですか、それは。こんな説明をしていたのでは、聞いておっても、僕らは納得できないよ。これは改善していかないとだめだ、こんなことをしては。これだけ厳しいときでしょう。JVも組み方をもっと緩やかにすれば、もっともって業者は入札参加できるのではないですか。何でこんなに閉ざしたような形をとるのですか。その説明をしてください。僕も小越委員の話聞いていて、おかしいと思う。

吉澤県土整備総務課長 この工事につきましては、工事の発注時期等が重なってくるということで、最初に、落札したところは、次の工事は近接工事という取り扱いになるということで、参加できないということになります。ですから、内藤ハウスさんが南館をとっておりますが、それ以外のところには参加できないということもございまして、辞退されているのではないかと思います。

中村委員 だって、最初は参加したところは3社あって、そのうちの1社が手を上げておろしたということでしょう。そうではないのですか、さっきの説明だと。ちょっと資料を出してください。そんないいかげんな説明では話が聞けないです。だめだ、こんないいかげんな説明をしていたのでは。

(休 憩)

小越委員 笛吹高校の南館、中館の工事についてです。南館と中館が5億以上ですので議案が上がってきております。南館が内藤ハウス・石川工務所のJVで落札され、2番目の地場工務店・山梨建設との差は100万円でした。落札率が99.6%。それで、もう一つ、5億以下ですので議決案件ではない中館の工事ですが、落札したのが地場工務店・山梨建設JVです。ここは、先ほどの南館のところでも100万円が多かったためかどうかわかりませんが、落札できなかった業者で、今度は中館をとりました。そして、この中館の工事の場合、内藤ハウス・石川工務所、先ほど南館をとった会社が辞退をしています。つまり、結局、中館は3社入札業者があるけれども2社辞退し、先ほど100万円の差で落せなかった地場工務店

と山梨建設が、1社だけで競争なしに落札しました。これはインターネットで出ている情報だけですのでわからないのですが、たまたまかもしれませんけど、この2社のところで何かあったのか心配しているのですけれども、そのような懸念や情報などはないのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 今御質問のありました件ですけれども、この笛吹高校につきましては、本館、南館、それから中館と、これを3つ同時に公告しております。そして、この工事につきましては県内の多くの業者に受注の機会を与えたいということで考えておまして、それぞれ違う業者がとれるようにということで、公告の条件として、近接工事という取り扱いをしまして、1つの工事をとったところは次の工事は参加できないという条件を設定しております。公告日が同じ9月30日でしたが、どの館を応札したいかということで、それぞれの企業が共同企業体を組んで、応札の準備をしたと考えられます。しかし、開札が順に日を追ってずれております。今の御指摘の南館と、それから中館ですけれども、これにつきましてはそれぞれ開札日が11月10日、それから11月13日となっております。したがって、11月10日の時点で開札をして落札をした業者については、次の中館の工事に参加してもこれは失格になるということでございます。ですから、失格になる前に業者みずからが辞退したということです。今の内藤ハウスと石川工務所でございますが、これは南館を落札しておりますので、中館のときには辞退したということです。

それから、落札率が高いということでございますけれども、これにつきましては、応札するときには必ず工事の内訳書、明細の内訳書をつけないと応札できない仕組みになっておまして、必ず内訳書というものを付けております。私どものほうに寄せられているいろんな情報の中では、今回の件につきましては談合情報は一切ございませんので、適正に応札されて落札したものと考えております。

小越委員 この結果だけを見ますと、何かあったのではないかと疑わざるを得ないです。それについて、県も同じように思ったと思います。それについて検証されるとか調査するとかいうことはなかったのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 もしその談合情報があれば、県の公正入札調査委員会というのがございまして、そこに諮って検討していただくことになっております。今回の件につきましては、そういった情報も一切なく、たとえ100万円の違いではあっても、内訳書の明細等をつけておりますので、これにつきましては談合等、一切なかったと思っております。

小越委員 そうは言いましても、99%ですとか1社だけの入札で、落としていくとなりますと、なぜそのような状況になっていくのか、この高い落札率、一般競争入札といいますけど、これだと競争が働いていないと思います。それはこの笛吹高校に限らず、山梨県の公共事業全体が95%以上の落札率になっております。この高い落札率をどう考えていらっしゃるのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 確かに山梨県の落札率が高いことは、先般のオンブズマンの公表等によりましても結果が出ております。ですから、私ども、高いということは認識しております。高いことによって、県の予算を執行する上でたくさん県費を使っていることは確かだと思っております。したがって、その原因というものを今調査しております。考えられるのが、まず応札者が少ないということが1つの原因かと考えております。今回の件につきましても、結果的に3社から1社というような応札

になっているということで、この参加する業者数をふやす手段を講じるが必要かなと考えております。ふやす方法とすれば、まだこれは今後検討するというございますけれども、例えば今回の条件としてはAランクとBランクの組み合わせのJVでございます。ですから、例えばAランクの業者数を拡大するであるとか、Bランクの受注の可能な金額を引き上げるであるとか、そういった対策を講じて、参加できる業者数をふやしていくということを検討してまいりたいと思っております。

小越委員

参加する業者数をふやすと同時に、辞退が多いです。この中館に至っては事実上1社しか競争していません。南館でも辞退があります。辞退をされる業者は、なぜ辞退をされるとお考えですか。辞退というのが非常に多いんです。この笛吹高校に限らず一般競争入札の入札結果をインターネットで見ますと、辞退がかなりあります。そして、10社とか20社とかの競争ではなく、多くて5社、7社、少ないところは3社とか2社、あるいは2社のうち1社辞退、そういうのもあるんです。辞退は、どうしてこんなに多いのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長

辞退している業者の理由ですけれども、一般的に考えられることとすれば、技術者の確保ができないために、今持っている工事プラス次の応札に参加できないことが考えられます。こういった経済不況の中で、技術者を1名雇うことはかなり会社の負担になるわけです。ですから、主任技術者となり得る技術者を確保できないがために、参加したいけれども応札できないという事態も考えられると思います。途中でなぜ辞退が出てくるかということ、まず応札する場合には、一般競争入札の場合に、入札に参加する資格申請をすることになります。その資格申請をした後、参加資格があるかないかという判断をしまして、通知を出します。そして、参加資格があるということになると応札することになるのですが、その間の1週間から2週間くらいの期間があり、見積もり等をして入札に参加することになります。その間に、先ほどの技術者の問題であるとか、それから金額が折り合いがつかないであるとか、さまざまな理由はあると思いますけれども、会社のほうで一たんエントリーはしたけど入札は応じなかったということが、辞退ということでございます。最初からその工事についてエントリーせずに参加しない、これは不参加ということですので、ここには出てこない業者です。確かに委員おっしゃるように辞退というのがかなりございますけれども、それは実際に見積もりをしてみても参加できないということで判断したのか、技術者がいなくて断念したのかといった詳しい状況は私どもにはわからないわけですが、公告から入札までの間に何らかの理由によって辞退が生じているということでございます。

小越委員

辞退が多いということをどう受けとめるかということを検証していただかないと、それは会社のことでありますからとしますと、例えば、後で単品スライドとか出てきますけど、業者にとってみると今鋼材などが高くなっているの、この予定価格ではとてもやっていけない、だから入れないということもあるのではないのでしょうか。逆に、技術者がいなくて設計がつかれないとか監督が置けないということで、辞退したということもあるかもしれません。なぜこんなに辞退が多いのか。結局、辞退が多くなりますと、事実上競争がなくて1社とか2社だけの入札になってしまいます。それが本当に競争と言えるのかどうか。この入札制度を含めて、なぜ高どまりになっているのか、なぜ辞退が多いのか、どこが問題なのか、やはり常に考えていかないと、これがいいというのはないと思うんですよね。常に検証していかないと、競争という名のもとに1社、2社だけで札を入れたから、

それは会社が入れてきただけですという、待ちではなくて、どうやったら改善できるか。95%、96%で高どまっているというのは、やはりちょっと競争とは言えないと思います。それについて、ぜひ改善を考えていただきたいと思います。

※第135号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(専門業者への発注について)

内田委員

私も別な意味で入札についてお伺いをしたいと思います。

前にこの委員会で、解体に関する入札について、ちょっと私の考えを述べて執行部の考え方を伺いました。大体同じような意味を持っているんだけど、例えば土木工事でのり面、あるいは防護さく、標識というのかガードレールというか、そういう工事などについての入札なんだけど、実態を見ていると、建設業者が入札して落として、そのまま、よく言う丸投げみたいな形で、それを専門としている業者に下請という形で出すんだけど、どうも土木全般についてそういうことが非常に見受けられます。業者の声を聞いてみると、自分たちはもう生きていけないというような声を聞くんですね。何が問題なのかということを考えていくと、この前、解体のときにも話したけれども、とび土工みたいな資格を持っているかどうかということで、土建屋さん、要するに本体工事をやる人たちが解体の部分にも入り込むわけです。どうも同じような仕組みになっているのではないかなということで、その辺について、やっぱりこれは行政の側でシステムを改めてやっていかないと、県内のそういう業者を育てていくということからいっても、マイナスではないかと思います。例えばその前の部分を変えなければならぬということだと思いませんか。だからその辺を、この前と同じ議論になると思いますが、まずは、とりあえず、のり面、あるいはガードレールの関係工事などについて、現状を教えてください。

井上技術管理課長

のり面工事の場合、土木一式工事で発注するケースと、とび土工・コンクリート工事で発注するケースがございます。工事の規模等、複雑性から見まして、総合的な企画、指導、調整を必要とするものは土木一式工事として仕分けております。その例として、のり面工事を含む複数の工種が混在する場合は、これに該当するかと思います。複数の工種とは、のり面工と土工、あるいは擁壁工、排水工などでございます。これらは、交通規制や安全対策、関係機関との調整、周辺家屋の影響など、総合的な企画、指導、調整が必要というところから土木一式工事として仕分けております。なお、のり面工単独の工事でありましても、交通規制や周辺の安全対策、関係機関との調整、周辺の民家への影響など、やはり総合的な企画、指導、調整を必要とする場合は、土木一式工事としまして、これ以外はとび土工・コンクリート工事として執行しております。

内田委員 今の理由の部分で、周辺の交通規制などの関係をもうちよっと詳しく。どうしても、例えばのり面工みたいな工事をやる人たちが直接に受けられないかということ、今言った理由ということになる。総合的な見地からそういうことができるということなのか、もうちよっと説明してください。

井上技術管理課長 複数の工種が入っている場合など総合的な企画、指導、調整という部分ですけれども、企画、調整、指導とは、もう少し細かくいいますと、例えばのり面工の下に現在供用中の道路がある場合や、交通管理者、電気事業者など関係機関との調整を必要とする場合、あるいはほかの工事も含まれていて総合的な工程管理を必要とする場合、これらの場合は土木一式としております。

内田委員 そういう場合は、いわゆるAランクなどの土建屋さんがいますよね。そういう人たちでないと、調整、指導みたいなことができないということですか。何か資格があるのですか。抽象論としてはわかるけれども、実際の話として、のり面工を専門にやっている業者だとそれができないということですか。調整機能がないとは、どういうことを言おうとしているのですか。

井上技術管理課長 資格は特にございません。ただ、土木一式ですと、主任技術者に、例えばとび土工のコンクリートの場合の主任技術者よりはもう少し、1ランク厳しい資格がございます。その主任技術者を発注者側は求めております。会社の資格というのにはございません。

内田委員 私にはちょっとわからないんだけど、それが、あるとして、現実には土建屋さんが受けて落札をして、それをそのまま専門のところに丸投げするわけですよね。そこで、何が違うのかといたら、今言った技術者がいるかないかということだけでしょ。要するに、工事の安全性や、あるいは交通関係などの調整が、そののり面工の専門業者にはできないという判定を県はしているということだね。そういうふうに理解していいということだね。

井上技術管理課長 決してできないという判断をしているわけではありません。複雑な工事のために、総合的な調整が必要ということで、決してのり面工事だけのいわゆる専門業者はできないという判断をしているわけではありません。

内田委員 いや、入札に参加できないということは、実質的にはできないという判断をしているということですよ。そうじゃないのですか。そういう判断はしないけど、入れさせないということなのですか。入札の資格を奪っているということは、できないということを判断しているのではないですか。だから何が一番のネックになっているのか。説明だと、企画、調整、指導みたいなことができないというのでしょ。それは技術者がいないからだ。そうすると、その技術者がいるところが受けてそのまま丸投げすれば、その技術者はそこに張りついているということなのですか。だって、そうしなければ言っていることがおかしいですよ。何が違うのかといたら、そこしかないでしょ。

井上技術管理課長 土木一式工事を受けた元請の主任技術者は、そこに張りついております。

内田委員 そうすると、地域の業者が育つということはなくなってしまうよね。今の制度でいくと、大きい会社が受けて、それを丸投げみたいにそのまま投げて、専門の人たちがやると。そういうシステムでずっといくということだね。前に解体のと

きにも同じような話をしたけれども、情報プラザの解体をするのに土建屋さんが受けたけど、その土建屋さんは解体する道具も持っていないんですよ。だけど受けた。そして結局どうするかというと、それは下へ、今、孫請までたしか行っているはずですよ。そういう業者に投げて、その人たちが実際はやるわけです。それだったら最初から解体を専門にやる業者、大きいところだってあるわけで、そういうところと次のランクの人がジョイントをしてやったほうがいいのではないかという提案をしたら、そういうことも考えていきたいという答弁がたしかありました。そうしないと、地域の業者は育たないでしょう。いつまでたつたつてランクは上がらないですよ。だって元請で仕事をしなければ、実績は出ないわけでしょう。その辺をやっぱり行政は考えていくべきだと思うんですよ。この入札制度は非常に難しい部分を含んでいるけれども、一方では、地域の業者を育てていくという使命だって持っているはずですよ。そういうことをぜひ考えていただきたい。今、そういう意味でこの質問をしています。言っている意味は多分わかっていると思うから、ぜひ。別に私は業者から頼まれたわけでも何でもないけど、ただ、そういう業者の話は聞きました。聞いたときに、これはちょっと不合理だなと考えたから今質問をしているわけで、ぜひそういうことも考慮に入れて、新しいいいシステムに変えていってもらいたいと思います。

中村委員

今、内田委員から話があったけれども、同じように、道路の舗装関係の工事をやるときに、土建屋さんが道路は工事をやる。それで、舗装屋さんとは別々だったと思うんだけど、最近はどうなっているの。舗装も受けた土建屋さんが全部やるようになっているのか、それぞれになっているのか、ちょっと説明してよ。

小池県土整備部技監 先ほどの御質問と関連するんですけれども、専門業種が要るような、例えば舗装や標識、造園といったものにつきましては、私どもはなるべく分離・分割で、その専門業者を生かせるような体制をとるようにします。それは工事の規模で、例えば1億円の中に10万とかいう話ではなくて、ある一定の規模になれば、その専門業者がとれるような分離方式をとってやっています。先ほども井上課長から説明しましたとび土工の件ですけれども、のり面工事のほかに例えばブロック積みなど、そういういろんな工事が一体となってやる場合もございます。まず山を削って、その後のり面を上からやってきて、最後にブロック積みをやる。こういった複数の工種があるものについては、土木一式工事を出しています。のり面工事のみというような場合は、専門業者に出す形で今やっています。そういった専門業者の育成ということで、私どものほうはある一定の規模になって分離・分割できるようなものは、分離・分割して発注するような体制で今やっています。

(下請業者の状況について)

小越委員

今の下請の話とも、午前中の話とも関連するのですが、材料費の高騰、鋼材価格の高騰でもうけがなかなか出ない。だから札も入れないのではないかと思うんですけれども、それと同時に、下請の皆さんの賃金が下がっていったのでは困るなど思っているところです。先日、常任委員会で建設業協会の皆さんと話をしました。これはいただいた資料に書いてあるんですけれども、元請側では約9割の事業所で、下請と見積書をあわせて協議、決定するとなっています。一方、下請業者の側では、見積もり合わせは形式的で、実質的には元請の指示で決まると。元請側の一方的な発注金額とならないよう、元請・下請間の適正化による対等なパートナーシップの構築が重要と考え、調査報告書に書かれております。それで、私はここがいつも気になっています。先日の決算委員会の際にも下請は県内に出す材料費の調達も県内でやると言いました。それは努力義務ということ

で聞いたのですが、パーセンテージを課しているとか、金額とか何人とかいうものは課していないのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 そういったものは課しておりません。

小越委員 そうしますと、例えば下請労働者の賃金は平均お幾らぐらいになっているのでしょうか。先日、決算委員会の中では、県内は高いほうですよというあいまいなお話がありましたけれども、実際に調べた、多分台帳があると思いますが、お幾らなのでしょう。

井上技術管理課長 設計に用いる労務単価であれば、毎年調査をして国が各県ごとに決めておりますが、労務者に行き渡る賃金が、実際どのぐらいかというのは承知してはおりません。

小越委員 そうしますと、今公共事業が減らされて、仕事が減ってくる。それで鋼材価格も高くなってくる。どこを削るかという元請は考えるわけですよね。下請に払う金をどうするかというときに、全体をどう絞ろう、経費節減しようかというときに、材料費は払わなければならない、建物をつくれませんから。では、どうしようかという、やっぱり労務費、人件費を削減するというところにどうしても行かざるを得ないと思います。

(公契約条例について)

それで、19年に、この山梨県議会でも公契約条例をつくるべきではないかということで、国に対して、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書が平成19年12月の議会で全会一致で出ております。これについて、国には要望はしたとは思いますが、県としていわゆる公契約条例について検討はどのようにされているのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 まず、公契約条例というものですが、これは契約の際に賃金単価をあらかじめ条例で定めて、その賃金以下で賃金を支払わないということを民間の請負業者に拘束するという条例だと思います。それで、現在、公共工事の発注につきましては、下請へのしわ寄せとか、あるいは労働条件の悪化、それから安全対策の不徹底などを防止するという、適正な積算による予定価格というものを設定しております。先ほど労務単価という話がありましたけれども、これも国交省が調査するものですが、実態にあわせて調査をした結果、出てきているものだと承知しております。労務単価につきましては、ほかに国の法律で最低賃金法であるとか、労働基準法などの法律がありますので、そういったものを遵守していただく。請け負った業者にはそういったものを遵守して執行していただくということで取り扱うべきではないかと考えております。

小越委員 工事費用は労務費、材料費、現場の経費や一般管理費で構成されていて、それはまとめて幾らですよ。労務費が幾らで鋼材単価が幾らではなくて、全部まとめて工事費を出しますと、先ほど言ったように、材料費が高くなればこれは絶対確保しなければいけないとすると、どこを削るかというか、もうけを出すために、札を入れた金額より高くなってはだめですから、労務費を削るしかないと思っています。それで、新聞やテレビでも報道がありました野田市では、今回この公契約条例をつくりました。ここの最初のところに書いてあります。国がやるべきものではあるけれども、このような状況をただ見過ごすのではなく、先導的にこの問題に取り組んでいくと、こう書いてあるんです。野田市のこの条例では、

元請、下請、すべて公契約にかかわる仕事をした方を労働者の範囲としています。公契約、公共事業にかかわった労働者すべてに対してこの賃金をどうするのか。工事または製造の場合は公共工事の設計労務単価、これを下回ってはいけません。それから、工事、製造以外の請負の場合は、野田市の一般職の給与を定める欄を下回ってはいけませんと。先ほど課長は、努力してもらいたいと、適正に行われているのではないかとはいましたけれども、実際はどうなんですか。建設業の方のアンケートにも書いてありました。そして、野田市では、ここがすごいと思うんですけど、発注者の連帯責任がちゃんと書いてあるんです。それは民民でやっているわけではない。発注した市としても責任をしっかりと感じなければいけないということを、連帯責任として書いてあるんですよ。その差額分を一緒に払うと。そのぐらい、こちらの側が建設労働者皆さんの立場や、仕事、賃金を守らなかったらどんどん下がってってしまうのではないのでしょうか。こういうことも含めて、下請の労働者の皆さんの賃金を確保するという立場で改革するお考えはありませんか。

吉澤県土整備総務課長 請負契約の性格だと思うんですが、工事を発注するときに予定価格を設定して、まずその範囲内で受注をしていただいて、そして、その業者の自由な経済活動、自由な取引の中で工事を施工していただきます。ただ、工事を施工するに当たっては、品質の確保であるとか、下請の業者を泣かせないといったことが求められると思います。その一つ一つ、最低賃金まで契約の中で規制することがいいのかどうか。業者の自由な経済活動をそこまで拘束することがいいのかどうか。野田市の例を委員はおっしゃっていますが、それがほかに波及してきているのかどうか。ほかで採用されていないとすれば、これにはまだ検討すべき課題がたくさんあるのではないかと私は思っています。

小越委員

それは本当に、先ほどの入札もですけども、民民の話だから県は関係ない。建設労働者はそこでやってもらえばいいですと。それでは労働者の実態は守れないですし、建設労働者が産業の1割を占めていると必ずいいですよ。その中で、これをどうしてつくらないのですか。野田市がやっているだけだから、あとはやらないからといってますが、ほかのところでは検討を始めたところはたくさんあります。それも議会として意見書が上がっているんですよ。国に対してやりなさいと。それはやってもいかなものかというの、今の世の中の情勢とかなり違っていると思います。少なくとも総合評価方式の中に地域貢献度というものがあります。地域貢献度の中に災害や除雪、ボランティアなどがありますけれども、他の地域貢献、実績ありなしというのは、たった1点しかありませんので、ここをもっと工夫したらどうでしょうか。その他の地域貢献には、労働福祉、県産資材、県内下請業者の優先活用を必要に応じ選択し、評価、行動することができる。ここを先ほど言った、どのぐらい県産材を使っているのかわからないということを含めて、点数をもっと高くしてしっかり入れる。そうすれば、少なくともこの公契約条例に近いところも含めて、県が県内労働者、県内の建設業者を守ろうという立場をつくれるのではないのでしょうか。この総合評価にこれを入れることは検討できませんか。

吉澤県土整備総務課長 総合評価の中の評価項目ということで、これは見直しを何度もしております。その中で、今、地域貢献というものも建設業者の評価として取り上げていますので、委員御指摘のような、県産材の活用であるとか、あるいは下請の賃金単価がどうかということとはちょっとわかりませんが、評価の項目として検討

していくということは可能かと思えます。

小越委員

この公契約条例、全国で波紋が広がっています。野田市がよくやっただと。ほかの市でも、という動きが始まっています。野田市は国に先んじてやらねばならない、自治体の使命だと言っています。山梨県はどうしてそこを考えないのかと非常に疑問に思います。

(新山梨環状道路について)

次に、環状道路についてお伺いします。

先日の朝日新聞の報道に、また山日新聞でも若干ありましたけれども、環状道路の北部区間が、民主党の凍結候補になったとあります。朝日新聞では全国すべての凍結候補が列記されておりました。山日新聞のほうでは、関東地方整備局長は聞いていないとあるのですが、県はどのようにこれを受けとめていらっしゃるのでしょうか。

野中高速道路推進室長 朝日新聞に出たのが12月2日だと承知しております。新聞によりますと、全国で156路線が凍結候補だと載っておりました。実はその次の日の12月3日の報道によりますと、具体的な路線が出ており、229路線に変わっておりました。12月2日にちょうど国交省に行く別の用事がございましたので、早速直接お伺いして確認したところ、国交省のほうでは凍結という説明は一切していないという返事ございました。県はそれを信じようと思えます。

小越委員

この概算要求の道路関係は、山梨県ではいろいろありますけれども、新山梨環状道路の事業規模は、多分双葉のほうだけだと思うんですけども、全体事業費353億円、平成21年度の事業費300億円、負担金94億円で、22年度事業進捗見込みのところはゼロから1億円と書いてありますね。ゼロというのは、ないという可能性も、全くつかない、ゼロがあり得るということですか。

野中高速道路推進室長 これも国交省の説明でお伺いしました。そのときに、ゼロというのも、全くないという説明ではなくて、単純に、例えば100万とか1,000万というのをそういうふうに要求するのではなくて、ゼロから1というふうに表現しただけだと。あくまで凍結はないという説明でございました。

小越委員

民主党の新政権のもとで、公共事業の大幅削減が出されております。いわゆる事業仕分けでも、それが無駄と言えるかどうか、そこはまたいろいろあるかもしれませんが、いわゆる無駄な道路は凍結するということが出されております。この北部区間については、必要ないと私は思っております。北部区間の建設目的は通過交通を減らして、市内の中心部のところを流れよくすることです。渋滞をなくすということをおっしゃっているのですが、今度の交通センサスは多分22年度なのでまだ出ていないと思えますので、平成17年の交通センサスによりますと、交通量は減っていると思えます。例えば向町のところ、向町729-1、平成11年度の平日12時間、3万8,735が今度は3万6,970になっています。それから中小河原の一般国道20号、4万8,000が4万4,264。それから徳行3丁目は、4万2,000が3万699。塩部のところ、いわゆる山手通りは、1万9,670が1万6,000と減っています。これは、17年ですからちょっと前なんです。ことし多分やっていると思えますが、この数字を見ましても、交通量は減っているのではないのでしょうか。そして、これから人口の減少化です。CO₂の問題もあります。今のは一般国道20号で、山手通りもありますけれども、今後市内の交通量は、減っていくということを考えてもいいので

はないでしょうか。

野中高速道路推進室長 交通量の話をさせていただきますと、ちょうど国のほうでも一方的に右肩上がりでふえていくものを見直して、ほとんど横ばい、もしくは若干減るという推計を出していることは事実でございます。ただ、皆様御承知のとおり、現在、20号、また山手通りが渋滞しているのは事実でございますので、北部区間の道路は必要だと思います。

小越委員 先日発売されました『週刊ダイヤモンド』を見ました。そうすると、予測が外れた道路ワーストランキングで、計画時に比べ交通量が減った道路の8番目に山梨県52号の寿町の拡幅が載っています。交通量の減少率が予想よりも43.9%も少なかったと。つくるときの予想に比べて、つくって見たらこんなに少なくなったということがあります。市内の真ん中の寿町のところです。こういうのを見ましても、私はこれから交通量は下がっていくと思うんです。そして、いわゆる、県立中央病院のところの敷島に行く道につながります。それから、グランパークのところから国母のところ、あそこは市道ですけども、開通します。大きく市内の道の流れは変わり、今までと渋滞しているというところが変わってくるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

野中高速道路推進室長 交通センサスを5年に1度やっております。それで、来年またやる予定になっていますけども、当然県としても注目はしていかなければならないものだとは思っていますが、従来どおりの渋滞はそんなに変わっていないと、現在のところは判断しております。

小越委員 では、伺います。渋滞とはどういう定義なのでしょう。

野中高速道路推進室長 これは非常に難しい問題で、明確にどうというのは余りなくて、一般的に車がずっとつながっている状態を言うのだと思います。高速道路などで渋滞と発表がございます。あのときの定義は、ある程度はあるんですけど、それはちょっと今ここで資料がございませんので言えません。もし必要であれば、渋滞の定義については後日説明したいと思います。

小越委員 この渋滞については、先日国土交通省の担当者に直接聞いてみました。渋滞とは何ですかと。国土交通省の担当者は、国土交通省で渋滞の定義はありませんとはっきり言いました。渋滞という定義はないんですね。何メートルとか何回信号待ちとか、それは山梨県の人と東京都の人の気持ちが違うのかもしれませんが、渋滞という定義がよくわからないんです。その中で渋滞している渋滞していると言うのですけれども、本当にそれが24時間ずっとつながっているのでしょうか。ある1時間、2時間つながっている、もしくは1回、2回信号を待てば行くのではないかといいるところもいっぱいあると思います。

そして、もう一つ、先日こういう説明会がありました。いわゆるあそこの甲府韮崎線十郎橋西交差点、西関東連絡道路の交差点のところ。あそこの交通量が非常に多く、通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生していることから、渋滞緩和を目的とした交差点改良を検討したいということで地域の皆さんに説明会があったそうです。ここに書いてあるんですよ。あそこは、まさしく新山梨環状道路北部区間と並行している道です。その渋滞を解消するというのであれば、北部区間は要らなくなるのではないのでしょうか。ある意味矛盾しませんか。

上田道路整備課長 西関東連絡道路の入り口の道路でございますけれども、当初計画したときに、山梨市のほうから甲府市桜井町へ西関東連絡道路が来ているわけですが、それと一緒に、実は北部区間、これは国のほうが始めようということで当初計画されていまして。それで、西関東連絡道路そのものは仕上がったのですが、北部区間はいろんな事情があって、事業が動かなかつたため、あそこで渋滞が著しく起こっているという現状があります。従来から桜井町そのものは非常に交通の詰まっているところでしたが、さらに西関東連絡道路が入ってきたということで、地元に変迷惑をかけていると思っています。今すぐに対策としてしなければならぬものは何、今できることは何かということで、交差点の改良が一番時間的にも短くて、緊急の対応としてできると思っています。仮に北部区間がこのままということになりますと、また、今すぐ事業化されても、事業規模等からいってまだできるまでには十数年かかるだろうと思います。その間、あの箇所を放置しておくのがいいのか。それとも、例えば1年でも早くつくって行って、夕方のあの渋滞のひどさ、実は夕方、武田通りまで並ぶ実態があるものですから、左折レーンをとるとか右折レーンをとるなど、現場で対応できる範囲の中で最大限のことをやりたいということで、地元のほうにもお願いして、了解いただいた範囲の中で最大限のことをやりたいと思っています。

それから、先ほどの議論で、寿町の交通量が減ったということがありました。それは実際減ったのだと思いますけれども、影響としては新山梨環状道路の南部区間、これが開通したことが非常に影響しているのではないかと私は推測します。小越委員はいろいろと御意見もあるようですけれども、交通量の推移を見ますと、新山梨環状道路は、平成19年が1万2,803台でした。これがこの3月につながりまして、5月に計測したら1万5,179台、それからこの11月に、開通から6カ月がたちましたけれども、これが1万6,664台ということです。この効果として類推するに、開国橋についても渋滞が減っております。朝の渋滞がほとんどなくなっていると言っていると思います。その延長線上に寿町があるのではないかと推測される場所でもあります。今まで学校や幼稚園などがある地域の生活道路に入っていく車が、こういう道路へ転換されることによって、交通事故等の減少、1つの車が1キロ当たり動くときに起こる可能性、死傷事故等が減ってくると私もは思っています。それで新山梨環状道路はぜひつくっていくべき道路と思っています。ちなみに、宣伝するわけではありませんが、南部区間は半年たち、これだけの交通量がありますが、まだ死傷事故は一件も起きていないんですね。だから、いかに交通を分離したことによって安全が確保されているかということだと思っています。

小越委員 そうしますと、先ほどの御説明ですと、十郎橋の交差点のところは改良があって、環状道路では十何年もかかると。十何年後に、十郎橋のところ、いわゆる山手通りの渋滞が解消されれば、新山梨環状道路は要らないということですよ。これが10年後どうなっているかわかりませんし、そうだと私は思うんです。そもそも、この交差点改良に幾らかかるのですか。

上田道路整備課長 金額等については、まだ承知しておりません。というのは、御存じのとおり、あその地区につきましては何回かの道路改良を経ていまして、2回移転をお願いしたということがありまして、またもう一度というのも非常に申しわけない気持ちもあつたのですけれども、地元のほうでいろいろと話をつけていただいた経緯がございます。それで、話によってはということで、机上ですが、一応計画はつくらせていただきました。ただ、先ほどから申しておりますとおり、道路構造令であるようにきっちりとした大きな交差点を、時間をかけて、お金をかけてつく

るというつもりはありませんで、地元で協力していただける範囲で緊急避難としてできることだけはやりたいと思っております。この協力によっては一部計画を縮小することも考えながら、柔軟に対応したいと思っております。いずれ早くものができるということを念頭に置いておりますので、金額そのものについては、今のところそんなに精査してあるわけではありません。

小越委員

十郎橋の交差点改良につきましては、この御近所の皆さんからも、ここは今も横断するのが大変で、甲運小学校や東中学校に行くお子さんが通る、英和の大学もある通学路です。そこにまたレーンがふえるということは、横断するのにかなり大変です。まずその安全対策を先にすべきではないかという声のほうが大きいと私は思っております。

渋滞解消という名のもとに交差点の改良工事ということで、あちこちでやっているわけですよ。例えばそのワシントンホテルの前の南北の道を広げると。そのNTTの交差点のところ。そこを、渋滞しているから交差点改良を含めて道を広げるとあるんですけども、あそこはどのくらい渋滞しているのですか。

河西都市計画課長

岡島の東側の交差点で、国道411号と主要地方道の交差点になっております。それで、甲府の南側のほうから入ってくる車があそこに連なります。それから、甲府の東側から来る車があそこにつながるということで、渋滞の長さの、正確な数字はございませんけれども、あそこはいつも、通っていただくとおわかりだと思えますが、朝夕、そしてまた日中も相当長い渋滞が生じているという状況です。数字的には、申しわけございません。

小越委員

そうですね、渋滞という定義がないんですから、数字は出てこないと思います。私はしょっちゅう通りますけど、そんなに混んでいるなんて思いません、私は。この十郎橋のところは混んでいる、渋滞しているという方はいらっしゃるかもしれないけど、あそこを混んでいるという人はまずいないと思います。交差点改良ということであれば、まず安全対策を先に優先するのが筋ではないでしょうか。この十郎橋のところの問題は、新山梨環状道路を渋滞解消のためにつくると言っておきながら、このところを渋滞解消のためにレーンをふやすと。そして、同時に、この安全面のところがちょっと後回しにされる。それはやっぱり地元の皆さん等を含めておかしいと思います。お金があるから、公共工事で景気対策としてやっていきますと、どんどん道をつくれればいいということになってしまうと思います。必要なところにはお金をかけますけど、本当にそれが渋滞解消になるのか、今必要な道なのか、もっと精査するべきだと私は思います。

以上です。

主な質疑等 森林環境部関係

- ※第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

なし

討論

小越委員 私が条例案のところでも反対いたしました職員の給与、ボーナスのカットが、この一般会計に入っています。ここをカットするということは、県民全般の賃金、ボーナスを引き下げることに関連してきますので、私はこれについては反対いたします。

採決 起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第130号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で可決すべきものと決定した。

※請願第20—11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見

小越委員 本請願を採択すべきと思います。
御存じのように、12月7日からコペンハーゲンで、国連気候変動の枠組み、いわゆるCOP15が開かれております。9月の国連サミットで日本の鳩山首相は90年比25%温室効果ガス削減という目標を表明しました。国連の潘事務総長は、温暖化対策で10年の早いうちに法的拘束力となる条約が必要ではないかと言っております。鳩山首相の国連での演説に、国内、また海外から大きな歓迎と期待の声が寄せられています。しかし、国内での具体化が進んでいません。この請願をCOP15の開催中に採択することは、山梨県が環境対策に大きな責任と関心を持っていることを広く示すこともできると思います。ぜひこの請願を採択すべきと思います。

討論 なし

(継続の声あり)

採決 起立採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(新たな税の導入について)

木村委員

2点お伺いします。

まず、1点目は、環境と森づくりを考える税制懇話会の報告書が11月に出されました。新たな税の導入についてということなんですけれども、県では多様な公益的機能を持つ森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低

炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していくための新たな税の導入の可能性について検討を行い、去る11月に報告書が出されました。その中で、新たな税制度として、県民としての個人や法人に広く負担を求める課税方式とすることが適当であるとし、既に30の県で導入されている県民税均等割の超過課税方式をとることが適当であると結論づけています。確かに社会全体で森林を守り育てるという視点からは、県民に広く一律に課税し、地域社会の費用を県民が広く負担する方法も望ましいと思いますが、一方で、県民共有の貴重な財産である良質の地下水を大量に使っている、あるいは持ち出している企業について考えてみると、これまで営々たる森づくりの恩恵に浴しているわけでありますので、そういった企業には別途、受益者負担の観点からも応分の負担を求めるべきではないかと思いますが、県のお考えを伺います。

望月森林環境総務課長 森づくり懇話会の提言の中では、法人につきましても現行の均等割の5%から10%程度の超過課税を求めたらどうだということが提言されております。今後は制度設計を行う中で進めていくわけですが、これを基本として考えていきたいと思っております。

木村委員 5%から10%というと、具体的にはどのくらいになるのでしょうか。

望月森林環境総務課長 法人の均等割につきましては80万から、一番低いところで2万円という額がございます。その5%から10%ということがございますから、一番大きな会社、80万円以上の資本金の会社につきましては80万円の5%、4万円から、10%ですと8万円、法人の数が一番多い会社につきましては2万円ということですから、1,000円から2,000円ということですよ。

木村委員 県全体でどのくらいになるのか聞きたいです。個人についてもです。

望月森林環境総務課長 1人当たり500円と申しますと、個人の場合で2億1,600万円程度になります。そして、法人が5%ですと6,000万円。合わせて2億7,600万円程度になります。

木村委員 私は前の知事の方に、ミネラルウォーター税というものが大変いいことだと思って、自分でもそれを進めていたわけですが、どういふわけかそれがなくなってしまいました。一律でいいのですけれども、もし今、この水が、ほかのものよりも一番高い時代になって、私たちの祖先が70年も80年も前から守り育てたこの森林によってこれがあって、もう二度と出てこない、そういう意味できっと、明野の処分場の皆さんも山地・水源の水を守ろうということだろうと思います。その金額が安いとか高いとか聞かれますけれども、個人的には安いなと思います。

それはそれとして、2つ目としまして、やはり税制上の理由から税を課するということが大変難しいということをお聞きしました。公平性とかいろいろなこと難しいということは聞きましたけれども、やっぱり資源の利用の度合いから課税すべきだと思いますが、それは困難だということですよ。ということであれば、企業の社会貢献度ということをもっと求めていくべきではないかなと思っています。常に行っているとは思いますが、現状と、それから今後に向けて、そういうお気持ちがあるかどうか、どんなことを考えているかなども含めてお聞かせください。

望月森林環境総務課長 企業は現在、企業の森ということで進めているわけですが、例えばミネラルウォーターの会社でいいますとサントリーさんなどがございます。サントリーさんにつきましては、約200ヘクタール持っております。そして、あと小さいところでは、キューピーさんやミツウロコさんなど、そんな会社が企業の森ということで森林整備に御協力をいただいているところでございます。今後、企業の応援という意味ではいろいろな方法があるかと思いますが、このような企業の森などもぜひ進めていきたいと考えております。

木村委員 わかりました。北杜市の市長さんもかなり頑張っ、協力金という形で、さっきの金額より大きいものをいただいているという話も伺っています。

(次期最終処分場計画について)

次に、きょうの読売新聞でありますけれども、昨日の内田議員の答弁に、境川計画は凍結方針ということで、大きく出ています。それで、境川計画というのは、県のほうが指導して境川に話を、境川のほうが地元の了解を得て、地元としていいですよということで要望してきたと伺っているわけです。ここで簡単に凍結方針を出したと書かれていますが、これは地元のほうでも何か話が出たのですか。ここに出てきた過程、新聞報道だから新聞屋さんに聞いてくれと言われてそれまでですけども、この凍結方針が出されたということについて、ある程度わかる範囲で、お聞きしたいと思います。

橘田環境整備課長 読売新聞さんの報道によりますと、境川計画を凍結という見出しが出ていますところですが、本議会で質問があり、知事が答弁もさせていただいております。また、所信表明の中でお話をさせていただいておりますけれども、現時点で凍結だというようなことを決めたということとはございません。

木村委員 そして、もっとすごいことが書いてあるんです。境川の次期処分場については、一部県議には既に凍結も伝えられたということが書いてあります。ですから、これは県に聞くことではないかもしれないのだけれども、県がある程度一部県議に言わないと新聞記事にならないのではないかとということでお聞きします。

橘田環境整備課長 報道では、県幹部がというところと、一部県議にはという記事が載っていますが、私も環境整備課が所管課、それから、森林環境部が所管部になりますけれども、そのようなことは承知をしております。

木村委員 そうすると、次の境川は、明野の処分場が5.5年で稼働を終了することを見越して進められて計画された、そのことについてはどうですか。そのことも言った覚えはないということですか。

橘田環境整備課長 当然、明野の処分場の話では、搬入の状況などいろいろございます。また、今、平成20年度実績の産業廃棄物の実態調査をやっております。境川では、受け入れを予定しております一般廃棄物の焼却灰の排出量等の動向もありますので、そういうものを踏まえまして、次期処分場についても慎重に検討をさせていただくということでございます。これは本会議で答弁しているものと同じでございます。

(廃棄物処分場について)

内田委員 きょうの質問もありますので、より突っ込んで質問したいと思います。私も今のその読売新聞の記事について、非常に気になっている1人でありまして、木村委員が指摘をされて、それ以上答えを出せないということですが、私は質問をし

た立場から、仲間の県議に、それ、知っていたんじゃないのと、言われていて、非常に立場として嫌なんだけれども、一切そんな話は私のところはないからこそ、ああいう質問をしたわけです。それはちょっとおきましょう。

そこで、先ほど課長が、答弁されたのだけれども、何回となくここでやり合いましたよね。そして、そのたびに、いや、1,800万円の黒字になります、境川については5.5年後には稼働させます、環境アセスもきちっと進めていきます、ずっとそういうやりとりでここまで来たんですよ。私は、去年の12月に質問戦でやり、さらに予算特別委員会でもやり、知事とも話をしました。そして今回のこの質問になったのだけれども、私の気持ちの中で、議会人として嫌だな、この委員会って一体何のためにあったのかな、あるいは議会って何のためにあるのかなということを感じます。私はいつも、課長に、本音の議論をしようということはかなり言ったはずですよ。建前論と本音というものがあつたら、やっぱりここでは本音を出してもらいたい。それが、ここに出席して答弁をする立場にある県の職員の使命だと思っている。我々も同じです。建前論なんかやりませんよ。

そこで、質問に入るのだけれども、第三者委員会が結論を出しました。その中に、どうして36年には35億円の赤字が出るのかという、その理由づけみたいなものを幾つか上げましたよね。私は、本会議でも言ったのだけれども、そのうちの、今のこの厳しい経済情勢というのは確かに予測ができない部分もあったと思います。しかし、それだったら、例えば鉱工業生産が60%マイナスになったら、どうですか。ごみの量も60%減るということならわかるんですよ。目標とした処分量の2.何%というのは、だれが聞いたってそうですよ、ふざけるなど。そうじゃないですか。2.何%ということは何十分の1ですよ。そういうことがあの時点で予測できないということは、私は絶対あり得ないと思います。

だけど、あなたはあの委員会の場でも1,800万円の黒字を出すということをお願いした。私の立場からすると、こういう状況になったとき、だれが責任をとるんだと。今までの幹部職員だってそのとおりだと思う。責任はだれがとるのか。知事はきのうの答弁で、いや、35億というのは、まだ今赤字になったわけではない。その赤字を減らす努力をしていくんだと。努力したら、35億の赤字はなくなるのか。県民に説明ができるのですか。それが本音の議論なんだよ。そういう議論を今まであなた方は怠ってきたんだよ。率直に、この責任はだれがとるの。

橘田環境整備課長 昨年来、いろんな議論がございまして、収支計画については昨年の5月に発表したものでございます。その後、リーマンショック等がございまして、景気が急激に落ち込んできたという状況の中で、県としましても、収支計画に与える影響というものは懸念をしておりました。しかしながら、環境整備センターがまだオープンする前ということと、景気の動向がどうなるかがわかっておりません。そんな中で、廃棄物の搬入の実績がなく、実態に則した収支の見直しや見直しをすることがその時点では困難であったということですので、5月に公表をした収支計画を前提として説明をさせていただいていた状況でございます。

また、責任ということでございますけれども、昨年5月に収支計画を公表したときの担当課長は私でございますので、事務方として甘い見通しでなかったのかという部分につきまして、責任は大きいものと考えております。

内田委員 物事には流れというものがあって、環境整備事業団は設立をしてからすごい時間がたっているよね。そういう中で、赤字になるのではないかということをおっしゃったときに、あの理事長さんはコメントの中でたしか言いました。40億も50

億も赤字が出るならともかくと、こういう言い方をされたんだよね。そして、まさにその40億という赤字になることになったんだよね。そうじゃないですか。きょうは明野の人たちも来ているけれども、私は県民のサイドから見たときに、県ってすごくおもしろいことをすると思うんです。一般の県民も絶対思うと思います。

民間の会社を経営していた人が事業団の理事長さんになって、赤字が出るという予測がされた。40億か50億赤字が出るならともかく、これはやってはいけない議論だと思います。なぜかといえば、税金だからです。自分の金なら構わないんです。自分の会社をつぶそうが何しようが、そんなことは勝手ですよ。どうぞ御自由にやってください。だけど、そうではないでしょう。もとは税金なんですよ。国から来るのも税金なんですよ。補助金も税金、県費も税金。わかりますか。あなた、今、私が責任をとると言ったのですか。責任をとるといふことの意味がわかっていないでしょう。

ここに至るまで、何回も見直しをしたり、あるいは、もっと言えばストップをすることもできたはずですよ。だけど、我々は、ここにいる議員さんもみんな同罪ですよ、大まかな部分で認めてきたんだよね。そういう中で今があるんです。だけど、見直しを迫ったことも何回もあります。そういう中で、見直しもできない。そして、去年の5月、操業をするときの計画には我々も言った、こんな計画は絶対に実現できないと。みんなわかっていたんですよ。そしてそのときも、中間処理業者に聞き取りをしたらどうかという話もしました。今でもその処理業者たちは、あのお金、あれだったら持ち込まないと言いますよ。あの時点で予測ができたんです。リーマンショックがあったから生産量が落ちたという話があったけれども、それにスライドしてごみが減るならいいけれども、2.何%というのはそうでないでしょう。それはもともと見通しをできなかった、できたけどやらなかったということですよ。

多分、去年新たな事業をスタートするとき、赤字になるということが言えないということなんですよ。スタートして6カ月たって、結果が出てきたと。そこで見直すならいいけど、スタートする前から、例えば20億とか30億の赤字になりますということは言えなかったということでしょう。普通の常識で考えてそうだと思う。ここにいる人たち、多分みんなできっこないと思っていたと思うんだよね。それで、そのとおりになったら、そこでごめんなさいで終わりですか。もう一回、これ、あなたは課長だから、課長は部長の命で動いているんだ。そしてもっと言えば、前任者です。あれを進めてきた部長さんなんです。責任というのは、そのことを言っているんだよ。知事は、今35億の赤字を出したのではない、知事も責任をとるといふことは言いました、最終的な責任は知事だと。だけど、計画をつくったのは知事ではないし、進めてきたのも知事ではない。だけど、スタート地点に立って、実際に操業したのは知事なんだよね。だから、そういう意味では責任をとらなければならない人はいっぱいいるんだ。これ、部長から、報道も来ているから、ぜひ県民に本音の部分の部分を語ってください。そのほうが絶対いいと思います。ここまで来たら、もうどうにもならないんですよ。建前論なんか言っている場合ではないです。

小林森林環境部長 今、内田委員からさまざまな御議論をいただいたところでございますけれども、議会での、去年の12月以来のさまざまな議論を読み返して、議論の経過は十分承知しております。そんな中で、昨日知事からも話がありました。料金が高いとか、収支は赤字になるのではないかという御意見もあったということですが、結局見通しが甘かったという部分につきましては、御批判は真摯に受けとめてやっていくという形になろうかと思います。責任ということになりますと、知

事が申しあげましたように、現状の中で最大限の努力をしていくということは1つにもありますし、その辺についての今後の明野のあり方や、代表質問の答弁でもさせていただきましたが、平成36年度までの見通しということで、まずその赤字を削減していく努力も必要があると思います。

やはりそんなことで、見通しが甘かったということ、今度出されました収支計画の赤字が、35億の見込みと想定されることにつきましては、非常に厳しいものでありまして、繰り返しになりますけれども、重く受けとめています。また、繰り返しますけれども、見通しが甘かったということにつきましては、幾つか理由を述べさせていただいておりますけれども、真摯に受けとめてやっていきたいと思っております。

内田委員

すごい極論になるかもしれないけれども、私は、最終的には環境整備事業団なんて解散してもいいと思っているんだよね。そんなところに人件費をかける必要なんかない時代が来るんです。そういうところまで、要するに、廃棄物最終処分行政みたいなものを、対策や政策などを根本から見直す時期が今来ているんだよね。そういう提案をきのうしたんです。だから、一部報道がちょっと取り違えて報道しているかなという部分もあるのだけれども、廃棄物そのものの政策を転換していこうということを提案したんです。それが今の時期だということなんですよ。

だから、議員さんの中から、5圏域のものをそのまま進めていこうという関連質問が出ましたよね。私はちょっと時代を見誤っていると思います。間違いなく、もう5圏域は必要ないんです。今、明野がまさに問題になっている。そして、これは境川とリンクしているわけですよ。境川の人たちも多分どうなるのかという心配が今あるんです。だから私があそこで提言した、この際境川を凍結したらどうですかというのは、そういう意味で言ったんですよ。さっき木村委員からあった、一部の議員さんに最初に情報が行っていて、それが漏れていたのではないかと、私はそれにはかかわっていないし、私が言っていることと多分同じかどうかかわからないけれども、知事に提言したのはそういう意味なんです。全体計画をも見直す時期ですということなんです。そうすると、これは私の持論なんですけれども、最終的には最終処分しなければならぬ量は本当に少なくなるんです。そういう時代が必ず来る。そういうものを見据えて、最終処分の政策をつくっていこうということを提案したんです。

そういう中で、環境整備事業団も要らないということなんです。だって、今、明野の状態を行って見ればわかるでしょう。あそこは、中間処理の人たちが何人か来て、ごみを待っているわけですよ。トラックが来るのを待っている。でも、1日1台のレベルですよ。そうでしょう。仕事がない人たちがあそこで、車を待っているわけ。みんな人件費をかけているんですよ。だから赤字になるんだと言っているんです。そういうことを実際やっているわけですよ。県民のサイドから見れば、すごくばからしいことをやっているんです。仕事がない人たちが、仕事があるのを待っている。そして、これはまだ、きのう私が質問をやって、その前日に聞いたんだよね。ある処理業者から電話が入ってきました。県の環境整備事業団の職員だと思うけれども、中間処理業者のところを歩いていると。県の工事、孫請みたいなことで、解体をやったのだけれども、県の職員と言っているが、多分整備事業団の職員だと思う。あそこへごみを持ってこいとプレッシャーをかけられたと。そうやってまで今ごみをかき集めているんだよね。それが赤字をなくす方法なのかと考えると、すごく情けないですよ。そうじゃないですか。そんなことまでしてごみをかき集めて、そして埋めようということ、今、県はやっているんですよ。

そこで、さっき責任をとると言った人もいるんだけど、どういう形でしてくれるのか私にはよくわからない。責任をとらなければならないということ。なぜかといったら、それは税金を使ってきた、あるいはこれから使うということに対する責任ですよ。

そこで、私は、境川とのリンク、連動しているという話を昨日もしたんだけど、境川について、これは課長とも何回かやり合っているから課長でいいんだけど、環境アセスはきちっとやっていくのですね。

橘田環境整備課長 環境影響評価につきましては、平成20年度から取り組みを進めておりまして、今も取り組みを進めているところでございます。

内田委員 そうすると、あそこはたしか近隣の市町村が一緒になった焼却場をつくるという計画がリンクしているはずだよね。その焼却場についても一緒につくるということを進めているわけですか。

橘田環境整備課長 あその土地は、4市で行います中間処理施設、ごみの焼却施設、それと最終処分場、それから地元の振興施設ということで、3つの事業を一緒に進めていく計画で行っています。環境影響評価につきましても、それぞれが単独でやるのではなくて、一緒にやるということで今進めている状況でございます。

内田委員 これは、リミットは5.5年だと。きょう地元の人たちも来ているんだけど、これは地元合意ということですから、5.5年。今の状態でいくと、5.5年後には境川は稼働すると考えていいということですね。

橘田環境整備課長 それにつきましては、環境整備センターの収支の改善の方策について、経営審査委員会のほうから報告を受けたところです。その報告によれば、収支の改善をするための方策の1つとして、例えばセンターの期間の延長ですとか、あるいは受け入れ廃棄物の品目の変更というものを考えられるとも言っているわけでございます。一方、県と事業団と北杜市で結んだ公害防止協定によりまして、埋立期間や、廃棄物の受け入れの品目などが決められておりますので、それについては非常に重く受けとめているところでございます。次の処分場の関係も、明野の搬入状況や、これからどうやっていくのかということと関連をしてくるものだと考えておりますので、慎重に進めていきたいと考えております。

内田委員 もうちょっと端的に答えてもらいたいです。私が聞いているのは、5.5年たって、そういうことは一切ないとさっき答えたんだから。明野は今埋め立てが進んでいるけど、この状況でいくと、多分5.5年たったときに予定どおりの量は集まらない。だけど、あなた方が考えているのは、金額を下げたり、ほかのものを入れたりしようということを考えているわけでしょう。だけど、値段を下げることはともかくとして、地元合意に反すればできないわけでしょう。そうだよ。だけど、境川のほうは予定どおり稼働させるつもりでいるのでしょうか。そこを聞きたいんですよ。

橘田環境整備課長 境川の次期処分場につきましては、明野の環境整備センターとは違う点がございまして、受け入れ品目がまず違うと。それは一般廃棄物の……。

内田委員 長い答弁は要らないです。そこだけ答えてください。

橘田環境整備課長 状況の違いがありますので、そういうことも踏まえまして、慎重に計画を進めていきたいと思います。

内田委員 慎重に計画を進めていくということを聞いているのではないんです。5.5年後には稼働するかしないかということだけ教えてください。

橘田環境整備課長 現時点では5.5年後に稼働をすることに向けて、取り組みを進めております。しかし、いろいろな状況がございますので慎重に進めていきたいと考えています。

内田委員 5.5年たったときにまた責任論が出てくるよ。今のはみんな議事録に載ってくるんだよ。そこでずっと同じことを言っているの、本音の議論って全然出てこないんだよね。私のほうは本音を聞き出そうとしているけど、執行部は頑として本音は言わない。行き詰まったときに困るのはあなた方だよ。この並行した状態で進んでいって、いずれはそのときが来るんです。そうすると、だから全体計画の見直しをここでやったほうがいいという話をしているんです。明野や境川だけではなく、全体を見直す機会をつくるべきだという提案をしたんです。

では、部長、私が提案した意味がわかりましたよね。きのうそういう提案をしたのですよ。新聞はちょっと取り違えている部分があるけれども、それについて、部長から教えてください。

小林森林環境部長 御議論いただいているところでございますけれども、新聞紙上の話につきましては、実をいうと私も取材を受けたわけではございませんので、昨日知事が答弁したとおりでという御理解をいただきたいと思います。その中で、整備方針についても、見直しは検討してまいりたいということで、それをやるかどうかということも含めて、検討する必要があるのではないかと。要するにリサイクルも進んだり、ごみの減量もありますので、そういうことを踏まえたりしながらということになるかと思えます。

明野につきましては、先ほど来課長が言っておりましたように、搬入状況や、それから、どうなるかというようなこともありますし、次期処分場についてはその状況を見る必要もあります。現在実施している20年度実施の、直近の産業廃棄物実態調査の結果や、受け入れを予定している市町村からの焼却灰等の一般廃棄物は明野には入らないことになっていきますので、そういったことを総合的に勘案して慎重に計画を進めるということですので、一応、現時点では報告の内容も重く受けとめつつ、総合的に検討ということになろうかと思えますけれども、やはり状況等も変わってきている部分もありますので、そういったことを進めていきたいと考えております。

内田委員 もう一点だけ。これもすごく大事なことから、私、今までも何回か議論はしているけれども、確認をしておきたいと思えます。

私は自分の持論として、産業廃棄物について、公共関与でやらなければならないという原則はどこにもないですよ。山梨はそれをやろうと言っている。それで、一般の廃棄物については、市町村の責任ですよ。だけど、産業廃棄物については排出者責任です。これはもう、それが原則ですよ。そうすると、公共関与を一体どこまで続けていくのかという問題が出てくるのだけれども、これもはっきりさせておいてもらう。私はこの際、公共関与ということも含めて、廃棄物全体のこれからのありようというものをやっぱり見直していくときが来ていると思っています。要するに、今みたいな環境整備事業団をつくって、ああいう形で公共関与する必要はないと思っています。チェックする部分さえ公共がきち

んとかかわっていけば、できないことはないんです。その辺について、これは知事とも意見交換したこともあるのだけれども、知事さんは公共関与に非常にこだわっているんですね。その辺について、部長の見解で結構ですから、確認だけしておきたい。

小林森林環境部長 昨日、環境白書というのがございまして、やはり基本的には民間で何とかと。それを公共で補っていくというスタンスであろうかと思えます。本県におきましては、民間の処分場は、2カ所しかないといった実態で、平成5年の整備方針以降、公共による自県内処理、公共関与でそこを進めていくという形で今まで進めてきたという理解であります。そんなことでありますけれども、議会の中でも幾つか質問をいただいたのですが、次期処分場、その後はどうするのかという議論も当然されてきました。そのときに、廃棄物の排出量や、一方ではPFIの議論など、さまざまな議論はしていく必要があるだろうという御答弁をさせていただいてきておりますので、そういった部分につきましては、昨日も知事がお答えをさせていただきましたけれども、整備方針といったものや、そういうものについても検討の必要のあり、なしも含めてという形にはなるかと思えます。

内田委員 もう一点。これもすごく重要な問題を含んでいるのですが、森林環境部の人たちの基本的な認識みたいなものを確認したいです。きのうの私の質問に対して、何人かが関連の質問をされました。中込議員もされたし、小越議員も、それから前島議員もされました。その中で、きょうは明野の人たちも来ているのだけれども、明野に最終処分場を持っていったそのいきさつの中で、フラワーセンターについて、要するにあめとむちってやつですね。先にあめを与えておいて、後でむちが来るといようなことを言われたのだけれども、まさか環境整備課の人たちの中にそういう認識はないだろうなと思っているのだけれども、それだけ、部長のほうからお願いします。あめとむちとかということではないですよ。それだけは確認をしたいのだけれども。

小林森林環境部長 その辺については経過がありますから、中身は基本的にはよく承知していない部分がありますけれども、やはりこういった施設を整備する場合に、地元の振興策といった部分については、実質的にかなりやってきたところもあります。具体的にどういう経過でというのはちょっと私も承知はしておりません。

それから、大変失礼ですけども、さっきの環境白書の中の話でございまして。この白書の中で、産業廃棄物の最終処分場は民間事業者による整備を基本としつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要と認められる容量を公共関与及び施設整備で確保することも進めていく必要があるということを言っています。そういう中でも、最近の21年度版の環境白書におきましては、やはり山梨を含む首都圏では最終処分場の残有容量、年数につきましては4.4年ということで逼迫している状況にあるということです。ただこれも、私の理解では、経済状況によってはさらに伸びていくかもしれませんし、委員の御指摘のように他県の、大体山間地域の公共でやっている最終処分場については、やはり経済の状況で5、6割は落ちていると承知しています。大きいところでは7割ぐらい、6割5分か7割ほど落ちているところも実質的にはあることは確かです。委員がおっしゃるようなそれがすべてではなくて、今回の報告書の中では、持ち込み量については過大であったのではないかという指摘もありますので、その辺についても、業界の実態というものを把握し切れなかった部分があるということは、真摯に受けとめるということです。

また、本県におきます最終処分場につきましては、今まで明野につきましても、

現状の処分場の状況を考えますと、公共関与による安全・安心な施設整備が必要と考えておりますけれども、委員がお聞きのような部分については検討等もしていく必要があるだろうと考えております。

内田委員

それでは、これで終わりにしますけれども、今の最後の部長の答弁の中で、その報告書は、私も全くそのとおりでと思います。あくまでもメインは民間なんですよね。足りない部分を公共が補っていく、これはもう正しい姿勢だと思います。それを、あくまでも公共だ、公共だということは、私は今の時代の流れからいって合わないと思う。安全性を確保するという事は、公共でなければ確保できないということはないんですよ。チェックする部分だけは公共がきちんとチェックさえすればできるんです。そして、今みたいな税金を使うということを考えたときに、環境整備事業団みたいなものをわざわざつくってやっていく必要は、私は絶対はないと思っているのだけれども、その辺も含めて、廃棄物行政、あるいは廃棄物政策、廃棄物処理政策そのものをやっぱり見直していただきたい。我々、議会サイドも、それにはもろ手を上げて協力をしていきたいと思っていますので、それを要望して終わりたいと思います。

(明野最終処分場について)

小越委員

まず、明野の問題についてお伺いします。収支計画報告書のところを確認させていただきます。

これからの見通しですが、21年から23年までに3年間かけて景気が回復すると見込むことにより、全体の料金収入を計算したとあります。ということは、景気が今のように後退したままでいきますと、35億の赤字がもっとふえることが想定されるのではないのでしょうか。

橘田環境整備課長

景気の動向によりましては、廃棄物の量にも影響がございますので、そのような状況も考えられるところですが、しかしながら、事業団でも経営努力をしております。廃棄物の搬入量も徐々にふえているという状況もございます。収支計画につきましては、この審査委員会で報告をいただいたものが、現時点の10月末現在の受け入れ状況を踏まえたものですので、今後も経済状況や搬入の実績等をよく踏まえまして、適宜見直しについて修正なりをしていくことだろうと考えています。

小越委員

前もそうやって景気の動向とかと言っていて、1,800万円、6,000万円、7,000万円とかという数字が出てきたので、この35億という数字は、これで決まりではないと思うんですよ。知事がこれからやってみなければわからないと言っていますけど、逆にやったらもっと赤になるという可能性も含んだものだと私は思っています。

そして、先日、対策協議会の方が知事に申し入れた文書にもあり、私も気になっているのですが、ダイオキシンの検査のことです。発生したダイオキシンの分析をしているのですが、今後はダイオキシンの分解装置についても運転を抑制していく方向で委託業者と話を詰めている状況であるということです。これは本当なんでしょうか。お金がもうからないから、こういうところの経費を削減するために、安全を最優先としているのにもかかわらず、この安全のチェックをおろ抜いていく、やらなくなるということも、経費節減だからやろうとしているのですか。

橘田環境整備課長

安心・安全な管理をしていくこと、維持管理をしていくことが一番重要ではご

ざいます。小越委員は、ちょっと曲解されているのかもしれませんが、節減できる部分については節減をしていくということでありまして、安全性に対しておろ抜いていくということではございません。

小越委員

私にとってみれば安全なのか、そして10年後、100年後安全なのか、わからないと思います。今やっている10のものを7か6にするということは、節減というよりも、今は出てこないかもしれませんが、100年後に責任を負っていないケースだと思います。今よりもっと厳しくするのは当然ですけれども、節減していくということは、すなわち今10のものを8にするかもしれないということであり、それは地元の皆さんは納得いかないとは思っております。

それともう一つ、ここにもあるのですが、例えば、今、稼働をやめれば、この赤字を埋めるのは幾らで済むのでしょうか。

橘田環境整備課長

経営審査委員会のほうから提言をいただいた中の約35億という積算のシミュレーションの方法をもとに、環境整備事業団で仮に平成21年度をもって処分場を閉鎖した場合にどのぐらいになるかということを経算しましたら、約10億の赤字がふえるという状況になりました。管理経費は当然短くなりますから減るのですが、それとともに収入についても大幅に減るということがございます。相殺をいたしますと、赤字が約10億ふえるという状況でございます。

小越委員

委員とのやりとりの中で、20億の赤字で済むというのは、違うということですね。10億赤字がふえるといいましたけれども、今やめれば20億円の赤字で済むという、この文書は違うということですか。今やっていきますと、平成36年までずっとやらなければならないんですよ。始めてしまったから、ちゃんと安全管理をしてもらわなければ困りますから、そのランニングコストはずっとかかるわけです。今そこをやめて、埋め立てたものを取り出せれば、ランニングコストの分は減るはずだと思います。どうですか。

橘田環境整備課長

この間の抗議の文書の中が違うかどうか、ちょっと確認をしておりますけれども、35億が約10億ということで40数億になるということがございます。

小越委員

それは違うと思います。人件費、それから管理費の部分も全部含めて、それはなくなるわけですよ。私は、これは絶対今やめることが経費的に安くなると思います。

そして、もう一つ聞きたいのは、この収支計画の報告です。これはお金の出入りのことだけ書いてあるので、この報告書が出てきたのかなと思うんですけど、感想をお伺いしたいです。気になっているのですが、この料金収入の8ページのところに公共関与の最終処分場は、15年度に、経営的な視点から判断すると相当無理な設定期間になると言わざるを得ない。その下、一般廃棄物を搬入しないという政策判断は結果的に厳しい計上を生み出した。その下には、過去の経緯に照らして少なくとも16億円以上の経費の追加的負担をされたことを考慮する必要がある。次のページに行きますと、地元の意見を尊重し、安全設備を整備したら今度は8億7,000万の経費がかかる。一般的には小規模であるため、建設費が割高にならざるを得ない。こういうふうに、地元の皆さんが反対をしてきたために金がかかったんだという言い方をどう思いますか。

橘田環境整備課長

これは、地元の皆さんが反対をしていたからどうこうということではなくて、国の基準を上回る安全な設備を整えたということ、あるいは、建設地が決定をし

てから着工までに12年余かかっている、操業開始までには15年がかかっているというようなことを総合的にとらえて、報告をされたのだと考えております。

小越委員

つまり、それだけ地元の人は安全のことが心配だったわけです。水源地だというのに、本当にこういう処分場をつくっていいのか。ことし3月に土木森林環境委員会の参考人招致で深沢議員が言っていました。もともと今の位置へつくことは妥当かどうか疑念があった。あれが最良のところにできていればコストも余りかからなかっただろうし、単価も安くできただろうと。あれは県がちょっと無理をしてしまったんですね。もともと無理な場所ですから、今でも安全性の問題が地域では問われています。5年、10年はいいかもしれないけど、100年、200年、300年のうちに浸透してきて生活に影響が出てくるのではないかという話もあります。きのうの私の質問に対する答弁の中で、部長は、この間の経過、紆余曲折がございましてとの話がありました。先ほどの明野のフラワーセンターの話もありました。そもそもあの場所に落ちついてこうなった経過、紆余曲折というのはどういうことなのでしょうか。

橘田環境整備課長

ちょっと長くなりますけれども、これは平成12年の2月議会で、当時の天野知事が本会議で答弁をしているものでございます。その主要部分について御説明をさせていただきます。今の浅尾の建設地に選定した理由でございますけれども、公共関与で進めるということで、峡北地区の市町村長等によって構成されました峡北地区の最終処分場の整備検討委員会におきまして、平成5年12月に管内市町村から1カ所ずつ候補地が出されました。それで10カ所出たそうです。その10カ所について活断層の有無や、飲料水の利水上の障害等の観点から検討が行われまして、明野村、小淵沢町、高根町という当時の3カ所に絞り込まれたという状況でございます。この3カ所について詳細に検討をしまして、明野村から出されました小笠原地内が最も有力ということになりました。しかし、その小笠原地内は葦崎市に隣接をしているため、葦崎市長に御意見を伺ったところ、葦崎市としては、既に峡北広域の焼却施設、あるいはし尿処理施設、伝染病の隔離病舎など、多くの施設を受け入れていることがあり、小笠原地内を予定地とする場合には地元の同意を得ることは大変難しいという旨の御意見があったということです。

一方で、概況調査をしたところ、小笠原地内も谷の勾配が急峻ということがございまして、モデル的な処分場として、県内初の公共関与をやることについては、なかなか跡地の利用等々難しい問題があったということです。その後、より最適な場所を探す必要があり、ほかの峡北以外の候補地も含めまして、県が独自で調査した結果、モデル施設としての要件に合う浅尾の地内が浮上してきたという状況だと承知をしております。

小越委員

最初からそこでなかったということですね。要するに、ここは水の問題もあります。安全性の問題のところで紆余曲折したのではないのでしょうか。このときの収支計画書の報告には、お金のことばかり書いてあり、いかにも住民の人が反対したから金がかかったみたいなことが書いてありますけど、逆に言えばそのぐらい心配なところなんです。だから地元の皆さんがここではだめだと。住民の皆さんと話し合いを持ったかもしれませんが、この収支報告書によりますと、そのときにもう既にこれだけお金がかかっているわけですね。普通につくるよりも金がかかっています。それが今のところに積算で建設費が乗っているわけです。それで5.5年であったことが、この経営状況からもマイナスになったし、一般廃棄物を入れなかったことも大変だった。でも、そのときにこう結んでいるのだから

ら、ここで作るよりもここではないところのほうがよかったのではないのでしょうか。住民の皆さんはこんなに反対しているのに、なぜこの場所で、どうしてこんなに無理をしてつくろうとしたのか。このとき既にお金は大変かかっているはずです。このときに、やめよう、建設する前にやめようという判断をしなかったところ、建設ありきで進めてきたことに一番問題があるのではないのでしょうか。

中村委員

議事を進行してください。

小越委員、過去の経緯をここで話をしても、これはだめですよ。長い年月の中で議論した形の中でそういうことを決めてきた経過があるわけですから、この場で議論をしても、これは一向に結論が出る話ではないです。ましてや、課長や部長に答弁を求めても、これはもう天野県政、山本県政、そして今の知事ということで、それだけ長い年月を費やしてきた形の中で議論されてきた結果の中で、公共関与の明野処分場をつくるという経過があるわけです。そのことに対してさかのぼって議論をして、それに対して課長が答弁してというのは、無理だから。

これは、委員長、議事進行でお願いします。整理してください。

小越委員

それでは、先ほどからお金の問題が再三あるんですけれども、35億、これを費やすかどうかというところだけに問題が行っていると思います。この収支報告書について、これを尊重すると知事は所信表明で言っていました。しかし、公害防止協定も尊重すると言っていました。私、これは相反するものだと思います。公害防止協定は5.5年、そして、一般廃棄物を入れないということを結んであります。しかし、この報告書では、その5.5年を延長しなさい、一般廃棄物を入れるべきではないかと。白と黒ぐらい違う話です。これを同じような方向を見て、そっちもいいですよ、こっちもいいですよというのは、矛盾するのではないのでしょうか。

橘田環境整備課長

経営審査委員会の御提言につきましては、環境整備事業団に専門家の皆さんの委員会を設置し、収支を改善するにはどうしたらいいかという観点から議論をしていただいた結果が、この報告書ということでございます。したがって、収支改善ということであれば、当然その報告書の提言を尊重するという立場に立つことが自然だと考えています。

一方、公害防止協定というものがあり、当然それは県も含めて三者で締結したものですから、重く受けとめているということでございました。ですから、そのような報告書の収支改善の状況と、それから公害防止協定とがございまして、まずは収支改善を図るべく、最大限の営業努力を行って廃棄物の搬入量を確保するということだと思います。明野をどうするか、あるいは廃棄物行政をどうするかということにも及んでくる話と考えますので、その辺については、さまざまな御意見をお伺いする中で慎重に計画を進めていくことだと考えております。

小越委員

さまざまな御意見を伺うというのは、だれがどこでどういう皆さんに御意見を聞いて、いつごろその決定をされるのでしょうか。

橘田環境整備課長

御意見をお伺いする手法や機会については、いろんなことがあろうかと思っておりますけれども、機会をとらえて、県が聞いていくということになるかと思っております。具体的には、今ここで申し上げる段階ではございません。

小越委員

今は具体的に申し上げる段階にないということですが、きのうたしか知事は、例えば地元の皆さんとの話もするつもりだとおっしゃっていましたし、県民の皆

さんの声を聞きたいと答弁もしていました。それで、もう来年、再来年、5.5年を含めてどうするかというのは、この部として、どういう方に声を聞くのか。地元の皆さんの話をどうするのか。それは全くまだ考えも方針も何もないということですか。

橘田環境整備課長 当然、委員のおっしゃるようなことは考えておりますけれども、先ほども申し上げた話は具体的に、いつごろどういう格好でどうしようかということが今決まっていないということでございます。

小越委員 それに当たっても、情報公開をしっかりしていただきたいと思います。さっき議事進行がかかりましたが、なぜこの場所になってこうなったのか、紆余曲折の部分が何となくわからないままに、明野フラワーセンターの話が出てきたりしておりますけれども、地元の皆さんとの住民合意を結んでいるので、そのところが一番最優先だと私は思います。その皆さんとの話をほごにして、金をいっぱいかけたらもったいないから、いいかね、というのではないと思うんですよね。お金がかかったというけど、そのくらいこの安全性の問題は心配なんです。100年、200年たったらどうなるかということも含めて。だからこれは、私は知事に対しても言ったんですけど、責任をとるといっているのであれば、この報告書を重く受けとめるという言葉は不適切だと思います。公害防止協定をそのまましっかり守る。そして、できれば、今すぐにでも操業をやめて、この安全性の問題、先ほど検査のところは節減していきますということがありましたけど、それでは安全性の問題は確認できないと思うんです。今後どうする予定か、お聞きしたいと思います。

橘田環境整備課長 当然、議会や県民の皆様様の御意見というものは十分にお伺いする中で検討をして、進めていきたいと考えている次第です。安全性につきましては、先ほどからお話をしておりますけれども、安全な維持管理をしていくということは、まずは一番大事なことでございまして、それがゆえに公共関与で進めてきたということがございます。経費については、節減できるものについては節減をしていくということですから、安全性について、その部分をないがしろにして切り詰めていくということではございません。

(休 憩)

(林業労働者について)

小越委員 森林の林業政策についてお伺いします。

山梨県林業労働力確保促進基本計画によりますと、山梨県の林業労働者は、国勢調査のデータしかないのでしょうか。平成17年809人とたしかありました。そして、高齢者の方が多いと聞いているのですが、現在は林業をなりわいとしていらっしゃる方が、山梨県内で何人いらっしゃるのか、年齢構成はどのようになっているのでしょうか。

安富林業振興課長 県内の林業労働者は、委員がおっしゃった国勢調査の結果で809人でございます。そして、年齢構成といたしましては、大まかな区分でございまして、15歳から39歳までが23%、40歳から49歳までが20%、50歳以上が57%でございます。

小越委員 第1次産業である農業については、農業ルネッサンス大綱をつくって、新規就

農者や、農業の経営をどうするかという話があると思います。林業の場合は、この林業労働力確保促進基本計画に林業労働者の問題が書いてあると思いますが、これを見てもよくわからないのでお聞きしたいのですけれども、林業労働者の平均的な年収というか、給料、賃金はどのくらいあるのでしょうか。森林組合に雇用されている、809人の方ほとんどが林業労働について、そこから給料をもらっているということではよろしいのでしょうか。

安富林業振興課長 809人というのは国勢調査の結果でございまして、国勢調査はある基準日の直前の1週間の間に林業に従事した人ということで統計をとっております。ですから、実際、林業は農業などと違まして、林業事業体に雇用される、例えば森林組合などに雇用されるわけですが、実態に近い数字と思われませんが、若干809人よりは少ないのではないかと考えております。

給料の話でございすけれども、林業というのは季節的に左右されますし、天候などにも左右されるので、なかなか月給という形で給料をもらっている方は少ないという状況であります。ですから日給月給制といいますか、出勤した日当を月でまとめてもらうというような形になっておりますので、年間の所得はそれほど高くはないと理解しております。今、聞き取りによるところですと、低いほうが1日1万円くらいからという状況だと思っております。

小越委員 1日1万円で、365日出ても365万ですね。そんなに出るわけではなく、季節的なものもあるし、雨が降ったりすることもあるから、半分行ったとして150万。本当にそのぐらいの金額だとすると食べていけないというか、組合に雇用されて、組合から仕事を請負って、出来高でやっているという実態ではないかなということで、雇用実態は農業以上に非常に大変ではないかと思っております。それで、新規の就労者数を先日の決算特別委員会でお伺いしましたら、平成20年度は48人とお聞きしました。農業ルネッサンス大綱のように、林業の新規就労者の計画はないと御答弁があったのですが、計画はないのでしょうか。あるのであれば、何年までに何人ふやそうとしているのか教えてください。

安富林業振興課長 先ほど答弁いたしましたけれども、林業の事業は非常に事業量に左右されるものですから、計画的な雇用をつくっていくことはなかなか難しいところがあります。ですから、今言いました20年度48名という数字ですけれども、もう一つつけ加えさせていただきますと、県の事業ではないのですが、緑の雇用促進対策事業というのがあります。森林組合連合会を通して、森林組合の仕事をする中で、新規就労者に仕事の中で研修をしていくという事業です。それを平成15年からやっております、何人がその緑の雇用促進対策事業を使っているかというのは数字があります。先ほどの48名にプラスしまして17名が研修を受けているという状況でありますから、合計で65名になります。緑の雇用促進対策事業が平成15年から始まったわけですが、それから平成20年までの間は、60名ぐらいの毎年新規就労者があります。

小越委員 毎年60人も林業につく方が多くなると、あと10年たつと809人がもっと多くなるのでしょうか。そうしますと、すごく林業をなりわいにする人がふえていくという勘定になるんですけど、1年間に60人ぐらいふえていくとなると、農業の新規就農者とほぼ同じぐらいにふえていくと思います。これから林業で若い人の雇用がうんと広がって、今まで以上に林業に従事する人がふえるということではいいのですか。

安富林業振興課長 若い人たちの林業事業体への就職というものはございすけれども、一方で世

交代といえますか、やめていく方もいるということで、現状維持、ないしは若干の増加と考えております。

小越委員　　そうだと思うんですね。そんなにふえていったらもっと林業が活性化していくと思ったので、おかしいなと思いました。それで、1日1万円とのことですので、多分高く見ても200万行くかどうかの手取りになると思います。そうしますと、例えば家庭を持っているとか、子供を育てる中では200万という年収では、それこそ生活が成り立っていかないと思うのですけれども、それについて、補助金や促進策、手当などはあるのでしょうか。

安富林業振興課長　先ほども言いましたけれども、林業は季節的にも限りがあるもので、平均150日ぐらいの就労日数になっております。ということで、大部分の現場の方たちは、ほかの仕事と兼業という形でやっていると理解しています。

小越委員　　ほかの仕事も兼業しないと、やっぱり林業だけでは食べていけないということだと思うんですけど、林業の中で今間伐の促進ということが言われております。間伐を19年度で5,050ヘクタールやっていると思うんですけど、この今いらっしゃる、大体150日ぐらいと言われている800人ちょっと欠けるぐらいの皆さんで、今後間伐を進めていく。これに対応できる人手と、間伐の面積とは十分マッチしているのでしょうか。どちらかが足りないとか少ないとか、あるのですか。

安富林業振興課長　あくまでも推計ですけれども、例えば間伐だけを実行した場合、現在の林業労働者数で十分に賄えると考えています。

小越委員　　でも、間伐で切るだけではなく、やはりなりわいとするためには、材木が売れるルートですよ。製材なり、建物をつくるための材料ということで、なりわいとしていくためには、生産して売っていくルートをしっかりつくっていかねばならないと思うのですけれども、この間伐以外に、150日ぐらいで800人前後の方々が仕事をして、どのような生産が幾らぐらい出るのでしょうか。

安富林業振興課長　今言いました人数の林業労働者は、森林組合等に雇用されている状況です。ですから、その人たちの数字で、例えば間伐が何ヘクタールで幾らというふうには推計もできないと思います。

(県産材の活用について)

小越委員　　例えば、今、甲斐の家ですとか、前回も議論がありましたけど、県産材を使うという議論が出ています。山梨県でとれた材木を山梨県内、もしくは川下も含めて売っていく、そして、木を使ってもら。中でも、甲斐の家、県産材100%でつくる家というのがあるんですけども、増穂でモデルハウスをつくったところへ県が補助金を出したが、うまくいなくて焦げついてしまっている話も聞いております。ここの健康住宅センター以外に、県産材を100%使用するようということで補助金を出しているところはあるのでしょうか。

安富林業振興課長　そこ以外でございますけれども、南アルプス市の木材協同組合で1軒です。それから北杜市白州町ですけれども、木の香という家づくりの会に1軒、あと2軒でございます。

小越委員　この増穂のところは焦げついてしまったのですけれども、その後は、こういう県産材100%の家をとということでPR活動などは引き続き行われているのでしょうか。

安富林業振興課長　済みません、もう一軒忘れておりました。甲府市平瀬のところに1軒ございます。

県産材のモデル住宅をつくる目的ですけれども、住宅を県産材を使って建てることによって、その住宅の見学会、それからその住宅のパンフレット等で下流域の人にPRをするということで、これは進めております。そして、今、増穂の話が出ましたけれども、増穂は直接県ではございませんで、増穂町を通して補助金を出すものです。そのPR活動につきましては、これまで建設してありますモデル住宅を使いながら続けています。

小越委員　最後ですけれども、県産材を使って1年間にたしか30何棟だと思うのですが、今後はもうちょっとふえないのでしょうか。そのふやすためにはどうしたらいいのか、何が支障になっているのか、高いのか、人がいないのか、需要がないのか。県産材100%使った家をもっと広げていくためのスタンスというか、方針はどんなことを考えているのですか。

安富林業振興課長　県産材として認証された材を使うということで進めているわけですけれども、当初に比べて今年度、棟数をふやしております。それからもう少し、これまで柱材だけだったものを内装材などにも使える、それから、住宅に限っていたものを別に事務所にも広げられるという取り組みをしています。

小越委員　例えば、どうなるかわかりませんが、ここの県庁舎の内装のところは木を使うとか、全部木となると耐震化の問題があるかもしれませんが、今度防災新館も含めてやろうとしている中では、公共施設のところ、学校の新設、小中学校や保育園も含めて、県産材100%に近いぐらい使うような働きかけというのはないのでしょうか。

安富林業振興課長　どこにどういう部材を使っていくかという課題はあるわけですけれども、庁内で連絡をとりながら使っていただけるように、取り組みといたしますか、協議会をつくって検討しております。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中になお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を明年1月25日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 10月15日に実施された県内調査について、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以　上

土木森林環境委員長　渡辺　英機